

第1 決算審査特別委員会（第2 日目）

R2.9.10（木）10：00～

第二・第三委員会室

開 会 9：54

委 員 長

おはようございます。

委員動静報告

委 員 長

ただいまの出席委員数は8名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

労働費

委 員 長

労働費の審査を行います。

これより説明を省略し、質疑に入りますが、事前に通告がありませんでしたので、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委 員 長

そのように決定いたします。

以上で労働費の質疑を終結いたします。

商工費

委 員 長

商工費の審査を行います。

これより説明を省略し、通告に基づき質疑に入ります。なお、昨日同様、こちらで通告に基づき委員を指名しますので、質疑をよろしく願います。

質疑ございますか。荒木委員。

荒 木

1点だけ伺います。162ページから165ページにわたっての関係ですが、日本で最も美しい村連合への加盟が令和元年度末で終了いたしました。関係者のこれまでの取組に敬意を表します。この間、本体の連合の目的である地域資源の保護と地域経済への寄与並びに観光的付加価値を高めることに対して、市としてどのように総括をされているか伺います。質疑の趣旨としては、新しいこととか、いろんなことにトライすることは非常にいいことだと思ったのですが、終了しましたので、この段階で一定の総括が必要という趣旨です。お願いします。

茶木課長補佐

荒木委員の質疑にお答えさせていただきます。

地域資源の保護につきましては、日本で最も美しい村連合への加盟に際し、後世に残していく江部乙の地域資源として、日本一の菜の花畑と防風林に囲まれたリンゴ畑の2つを掲げてきたところですが、菜の花畑やリンゴ畑の将来への継承は農業との兼ね合いがあるものの、その重要性については認識が深まったものと考えております。地域経済への寄与と観光的付加価値については、例えば市全体の観光客入り込み数を見ますと、令和元年度は前年比7パーセント増となっているところですが、連合へ加盟した平成27年度以降の推移は減少しており、また菜の花まつりの入り込み数についても大幅な増加にはつながっておらず、明確に効果が確認できるには至っていない状況です。しかしながら、江部乙協議会の独自活動により地域の連携、協力体制が強化されたことや、連合が行う様々な媒体での江部乙地域のPR、道内の加盟地域を巡るスタンプラリーの実施、札幌や東京での特産品PRや物産販売など知名度の向上に取り組んでこられたことで、一定の成果は見られたものと考えております。

委 員 長

他に質疑ございますか。

続きまして、山口委員。

山 口

2点あります。決算書162ページ、163ページ、7款1項1目商工業振興費ですけれども、店舗リフレッシュ資金の利用実績が少ないのですけれども、その要因として条件が厳し過ぎるのではないかということと、どのようなPR方法を取ったかということ。

次に、同じページですけれども、滝川市プレミアム付商品券事業の対象世帯の申請率が43.15パーセントというのは大変低いような印象を受けるのですけれども、その要因と行ったPR方法についてお願いします。

茶木課長補佐

では、店舗リフレッシュ資金の案件からお答えさせていただきます。

まず、店舗リフレッシュ資金の融資条件につきましては、店舗の新增改築資金の場合は小売業、飲食店など業種指定があること、空き店舗改装資金の場合は都市計画法上の商業地域、近隣商業地域に限定されるなどの条件を設定しております。市の融資制度については政策目的に応じて条件を設定しておりますが、事業者から融資相談を受ける金融機関や商工会議所に聞き取りますと、店舗改築等の資金需要に対して金融機関独自の俗に言うプロパー融資や政府系金融機関の活用を勧める場合もあるほか、店舗リノベーション補助金の自己資金と合わせて店舗改装を行うケースも見られ、事業者のニーズに応じて多様な融資制度等が使い分けられていると見ております。

次に、PR方法についてですが、市のホームページに掲載しているほか、各金融機関の融資担当者を通じて市の制度融資の活用を随時促しているところがございます。

続きまして、プレミアム付商品券の低調の要因という部分についてお答えさせていただきます。非課税世帯と子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業の申請率については、全国ベース、北海道ベースとも確定値がまだ公表されておりましたが、近隣の調査状況を見ると中空知管内の申請率の平均は約42パーセントであり、滝川市は、若干ではありますが、やや平均を上回る結果となっております。申請率が低調である要因についての独自の分析はできませんが、商品券を購入する際に金銭の負担が発生すること、券の利用により低所得者と知られてしまうことなどが要因ではないかという分析が新聞等の報道ではされておるところでございます。

また、事業のPR方法につきましては、国が直接実施したテレビCMや新聞紙面広告のほかにも、市では独自に対象と想定される方への申請書の送付、あるいは広報や市ホームページによる周知などを行ってきたところで。

山 口

1点目の貸付金なのですけれども、いろんなメニューがあるから使われないのではないかということなのですけれども、そもそも市内業者のためにこういうものを制度設計したのだと思うのですけれども、ほかのものをよく見ながら制度設計するはずなのだけれども、使われないということはポイントが間違っているということもあるのではないかなと思うのですけれども、利用状況を見て会議なりで、どういうことで使われないのかというような反省点とか、抜本的にリフレッシュ資金を変えるというよりも別なものをしたほうがいいのではないかとかという話合いというのはあったのでしょうか。

茶木課長補佐

今まで金融機関と都度話す機会は過去にあったところがございますけれども、今後資金需要やほかの融資メニューと比較した使い勝手などについていま一度我々も見詰め直しまして、各金融機関とまずは十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

委員長

他に質疑ございますか。
続きまして、三上委員。

三上

4点質問させていただきます。163ページの備考欄です。まず、1つは、街なか地域交流広場事業の詳細と書いていますと思いますが、詳細含めて効果について伺いたいと思います。

2点目、店舗リノベーション支援事業で、参加店はどのくらいあって、その後開店してどうなのかということを伺いたいと思います。

3つ目、165ページです。農商工連携事業の詳細について伺いたいと思います。次に、同じページなのですが、滝川砂川着地型観光推進についての成果について伺いたいと思います。

茶木課長補佐

それではまず、街なか地域交流広場事業についてお答えさせていただきます。ベルロードの中心部において、中心市街地への集客効果と街なかのにぎわいの創出を目的としてNPOの空知文化工房さんが実施する事業に対して補助しております。その中では、ダンスや手芸教室など市民の文化活動に利用されているスタジオの貸し館のほか、独自事業として市立図書館などと連携して子育て支援につながる親子で参加するイベントを毎月1回開催しており、貸し館等での集客は、平成28年度以降スマイルビルから移転してからの数字となりますが、年間平均約1万4,000人以上という集客をもたらしております。街なかに年間1万4,000人の集客をもたらすほか、市民の皆さんの活動の場を提供するという役割を発揮しております。今後もより多くの方々に利用されることを我々としては期待しているというところでございます。

続きまして、店舗リノベーション支援事業で、参加店とその後の動向という部分でございすけれども、店舗リノベーション支援事業補助金は、地権者が家賃を値下げすることを条件に空き店舗改修費の一部を補助するということで平成27年から開始したところです。参加店と開店後についてですけれども、参加店は飲食店や小売業などの業種を中心に、現在まで補助金を交付した店舗は9店舗あります。皆さん継続して営業していると聞いているところでございます。家賃を抑えていただき、定着化を図ることで空き店舗の解消に寄与しているものと考えているところです。

続きまして、農商工連携事業のことについてお答えさせていただきます。地ビールを含む特産品のPR及び販路拡大に向け、首都圏で開催された商談会やどさんこプラザ札幌店で開催された空知フェアへの出店支援や、物産や販路拡大に係るイベント開催情報の提供を行い、地ビールについては新たに10件の取引が決まったほか、商談成立に向けて31事業者との情報交換が継続されております。空知フェアでは、JAたきかわ産の新米のすくい取りや菜種油、もち麦などの特産品、農産物の対面販売を行ったほか、花月堂松尾製菓さんの商品を取り扱いいただきました。また、地ビールや地元の飲物をPRするためコースターやチラシの作成を行いました。が、作成時期の遅れや新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等での配布が現在できておりませんので、タイミングを見計らって活用していきたいと考えているところです。このほか、夕張ツムラなど農業分野への参入企業に対し、農地の土壌改良や圃場への電力供給方法の検討など、それぞれの企業が事業実施に向け必要な関係機関との調整や情報提供を行っているところです。

石原課長補佐

滝川砂川着地型観光推進協議会の成果に関するご質疑についてお答えいたしま

す。

協議会では、旅行者のニーズを把握するアンケート調査の実施、分析、モデルコースを設定したモニターツアーの開催、分析、簡易型マーケティングシステムの開発、実施、旅行商品販売、人材育成事業として講習会並びに先進地視察などの取組をしたところでございます。協議会としてこれらの事業に取り組んだことにより、これまで両市単独の色が強かった観光事業から、特に今回の取組を契機に両市の観光協会の連携強化が図られ、今後食や地域環境などの共通分野を連携させ、継続的に魅力あるコンテンツ開発とその磨き上げに力を注ぐ流れができたことは大きく、特に民間事業者をも巻き込んだ取組ができた意義は今後につながる成果であったと考えております。

加えて、広域観光的な視点から改めて両市を見ますと、南は札幌圏、北は旭川、大雪観光圏、西は富良野、美瑛観光圏と、北海道を代表する観光エリアに1時間から2時間で到達できる恵まれた立地にあることから、地域単独で考えるだけではなく、周辺エリアにつながるハブ的な地域として位置づけていくことが重要であると再認識することができたことは、今後の滝川観光を考えていく上で成果であったと考えているところでございます。

三 上

2点質疑いたします。街なか地域交流広場事業なのですが、年間1万4,000人の方が集まってくれたということで、それはそれで成果としてはいいと思うのですが、実はこの事業の主眼というのは、街なかに人が集まることと、シャワー効果というのでしょうか、どれだけ商店街に対して効果を発揮できたのかということが重要だと思います。その点についてまず1つ伺いたいと思います。それと、最後の着地型観光推進なのですが、私はこれはDMOを目指すための協議会だと思っていたのですけれども、今の説明だと、ほかのDMOの地域にこの地域がハブ的な役割としてあるのだと。そういうことでなくて、滝川含めて砂川あるいは中空知という広域の観光を目指すということでやっていただきたかったのですが、そういう方向性では今後ないのでしょうか。

稲井課長

1点目の街なか交流広場のご質疑でございますが、今ご質疑の内容にありましたようなことにお答えできるような明確なデータというのは、効果として今日お答えできる状況ではありません。先ほどご質疑いただいております空き店舗が非常に多くなってきておりますので、シャワー効果を発揮するためにもそういった空き店舗をなくしていくようなことも並行して取り組みながら、会場を使っていた方々が商店街に立ち寄っていただけるような、そういったところをさらに我々努力していかなければいけないと考えてございます。

石原課長補佐

先ほどのDMOを目指すための協議会だというご質疑についてお答えいたします。

協議会は、日本版DMOの法人化を目指して運営を進めてまいりましたが、一定の成果はあったものの、最終的にはDMO組織形成の実現は困難であると協議会で判断されたところでございます。その要因としましては、現段階で法人化をしてもDMOとしての収益構造が確立できないことがありまして、運営していく中で財政的な見通しが十分に立たないことは、事業運営としては大きな課題ということとなりました。また、DMOの枠組みを先行するよりも、まずは地域間、今回は特に砂川、滝川ということで始まりましたが、それぞれの強みや弱みを地域連携で補完する仕組みや地域連携における資源の開発や磨き上げ、その上で連携した観光プロモーションを構築していく必要があるというこ

とから、その環境づくりを進めていくことが重要と考えまして、DMOの枠組みよりもこれらの取組を選択することとなったところでございます。なお、組織化には至りませんでした。これまで進めてきた様々な取組を基に、引き続き両市、両観光協会、そして民間事業者を巻き込みながら、観光事業の推進が図られるよう連携してまいりたいと考えております。

三 上

観光の関係なのですが、ということは、今後においては例えば砂川、滝川での共通の統一した事業が期待できるということで捉えてよろしいですか。

運上課長

ただいまありましたとおり、前段の答弁にもありましたが、砂川、滝川に係る部分につきましては、今後も観光協会と市と両方で、砂川市と併せてこういった機会を検討してまいりたいということもでございます。併せて、現在東空知の周遊観光ルートをつくるための協議会というのも並行して、芦別市が事務局になっておりますが、こういったエリアでの協議は別途、別の会議も実は持たれております。滝川、砂川で今回できたネットワークはもとより、そういったところも含めて今後検討をしてまいりたいと考えてございます。

委 員 長

他に質疑ございますか。

続きまして、寄谷委員。

寄 谷

162ページ、163ページの賃金のところですが、プレミアム付商品券事業のところで臨時職員の雇用体制の見直しをしているということなのですが、その内容をどのように見直されたのか伺います。

茶木課長補佐

プレミアム付商品券事業における賃金についてですが、当初予算を算出する際には臨時職員の方4名を10か月間雇用する想定で積算いたしましたが、申請書の受付や商品券の販売など業務の繁忙が見込まれる時期にのみ短期的に人員体制を増強することとし、9か月勤務の職員2名のほか、2か月勤務職員1名、1か月勤務職員3名の体制としたことにより、臨時職員の賃金の約17か月分が縮減される結果となりました。

寄 谷

この事業は商工会議所と一緒にやったのではなかったかと思うのですが、商工会議所とか雇用された人への不利益というのはなかったのでしょうか。

稲井課長

まず、商工会議所側の役割といたしましては商店の募集あるいは換金というところが主なところでございまして、今回の雇用の関係の部分では商工会議所への影響、不利益というのはないものと考えております。それから、人数が減ったことによって、例えば雇用を予定される方がいて、そういった方が雇用でなくなったということはございませんので、途中で実際の運用をしっかりと精査した中で結果としてこういう雇用の形態になりましたので、不利益はないものというふうに考えてございます。

委 員 長

他に質疑ございますか。

以上で通告されている質疑は全て終了いたしました。

質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

そのように決定いたします。

以上で商工費の質疑を終結いたします。

農林業費

委 員 長

農林業費の審査を行います。

これより説明を省略し、質疑に入ります。質疑ございますか。三上委員。

三 上

159ページの備考欄なのですが、滝川ふれ愛の里の清掃業務委託料の詳細について

茶木課長補佐 　　て伺いたいと思います。

　　滝川ふれ愛の里の清掃業務委託料の部分でございますけれども、滝川ふれ愛の里から排出される下水は、指定管理施設には含まれない専用下水管を通して公共下水道へ流しております。途中ポンプアップするための動力ポンプが必要となっております。今回ご質疑にあります清掃委託業務は、その動力ポンプの保守点検及び清掃業務の委託料であり、業務内容につきましてはポンプの正常な運転を確保するための作業で、ポンプの清掃、保守点検、オイル交換、マンホール内の清掃となっております。

三　　上 　　普通、指定管理するときには、そういう部分も含めて一括運営していただくということでやるものではないのでしょうか。

稲井課長 　　今回対象となっております下水管につきましては、特殊ということも申し上げなければならないのですが、敷地からかなり長い距離、公共下水道区域までその管が走っておりますので、そこについては管理部分については市だという整理をさせていただいてきたということで、敷地内に収まっているような部分であれば妥当かと思いますが、そういった申合せがなされているということで考えてございます。

委　員　長 　　他に質疑ございますか。

　　以上で通告されている質疑は全て終了いたしました。

　　質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

　　（異議なしの声あり）

委　員　長 　　では、そのように決定いたします。

　　以上で農林業費の質疑を終結いたします。

　　ここで所管入替えのため若干休憩いたします。再開は10時30分といたします。

　　休　　憩　　10：23

　　再　　開　　10：25

委　員　長 　　30分再開と言いましたが、所管がそろいましたので、教育費の審査を行います。

　　これより説明を省略し、質疑に入ります。荒木委員。

荒　　木 　　1点通告をさせていただいております。184ページから185ページにかけて、ALTに対するコロナ禍の影響について伺いますというふうにしておりますが、恐らく外国人の場合、出入国だとか、あるいは国内の移動も当時結構制限的なものであったので、その点について伺います。

寺嶋課長 　　ALTに対するコロナ禍の影響についてのご質疑ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、今年に入ってから市内の小中学校は2度の臨時休業を実施しました。ALTに関しましては、いずれも勤務を要しない日として出勤の自粛を促す対応をして、この部分については国内での出入りというか、そういった部分についても特に問題はございませんでした。また、令和元年度におきましてALTは西高を含めまして3名交代しましたけれども、時期的に申し上げますと令和元年の7月、8月ということで、新型コロナウイルス感染症が流行する前でしたので、出入国に係る影響等についても特にございませんでした。

委　員　長 　　他に質疑ございますか。

　　続きまして、佐々木委員。

佐　々　木 　　1点お伺いいたします。186ページ、10款1項3目12節手数料についてです。教

職員定期健康診断の受診者数が見込みより下回ったことにより不用額が97万5,582円出ていますが、教職員の定期健康診断受診率は何パーセントぐらいなのか伺います。

寺嶋課長

教職員定期健康診断に係るご質疑についてお答えいたします。

令和元年度における教職員の定期健康診断に係る費用としまして、当初192名分を予算計上しておりました。ただ、年度当初の人事異動等に伴いまして健康診断の対象年齢の教職員数が減少したこと、また休職、産休などの理由によりまして11名が対象外となり、最終的な受診者は162名となりました。これを当初見込んでおりました192名で割りますと84.4パーセントとなりますが、令和元年度の受診対象者数は最終的に166名となりましたので、受診者数162名で割りますと受診率は97.6パーセントとなります。また、定期健康診断を受けなかった4名の方につきましても、3名が人間ドック、残るもう一名につきましては個人で健康診断を受けておりますので、実質的な受診率ということで申し上げますと100パーセントとなります。

委員長

他に質疑ございますか。

続きまして、山口委員。

山口

それでは、207ページです。10款7項1目19節の交付金ですけれども、ホストタウン推進協議会交付金について、オリンピックが一応来年に延期されたのですけれども、その影響について伺います。

林課長補佐

令和元年度の主な取組でございますけれども、前年度から引き続きまして国、関係団体等と連携しまして、アルゼンチン共和国、パラカヌー競技に的を絞り、事前合宿の誘致を進めました。6月にアルゼンチンパラリンピック委員会ロドリゲス会長との間で事前合宿の実施に係る基本合意書を締結し、8月に滝川市東京2020ホストタウン推進協議会を発足、10月にロドリゲス会長を招聘しまして、東京2020パラリンピック競技大会滝川市合宿に関する協定を締結いたしました。また、ロドリゲス会長同行の下、アルゼンチン大使館特命大使への報告も行ったところでございます。合宿誘致のほか、市内小学校におきまして継続して取り組んでおりますアダプテッド・スポーツの出前授業を開催し、児童期から障がいについて学び、知識や理解を深めてもらう活動を行いました。決算額の内容につきましてはホストタウン推進協議会交付金180万円、旅費36万2,130円が主なものとなっております。令和元年度につきましては東京2020大会の延期に伴う事業への影響はございませんでした。

山口

本来ならばこれで決算をして終わりのはずだったのですけれども、影響ということで考えれば、来年に延びた影響で同額がまた使われるということですか。

委員長

山口委員、予算の関係に入ってくるので。

山口

そういう影響はないということで考えていいのですか。

委員長

影響があるかないかだけで答弁は結構です。

佐藤会計管理者

令和2年、今年度進行中の話になりますけれども、それについてはまさしく影響をもろに受けておりまして、予定していたことについてはほとんど全てが今は実行、履行していないという状況にあります。来年に向けてまた同じような形ということになるかどうかとも国と協議中でございますけれども、新型コロナウイルスの影響、それに対する対策というのを内閣官房と連携してガイドラインの作成をしているところでございます。そういったことを踏まえて、こういった予算になるか、事業になるかということは今後検討していくことになります。

委員 長	他に質疑ございますか。
三 上	続きまして、三上委員の質疑を行います。 5点だったのですが、まず初め、東京オリンピック、パラリンピックの関係は説明ありましたので、ここは削除させていただきます。ですから、4点質疑させていただきます。 187ページ、まず1点目はスクールバス運行業務委託料の積算経費について伺いたいと思います。 2点目は、195ページです。給食の賄材料費の仕入れについての詳細を伺いたいと思います。 3点目、197ページ、滝川生涯学習振興会補助金の事業の詳細を伺いたいと思います。 最後です。207ページ、パークゴルフ場の運営管理のその他諸費の内訳について伺いたいと思います。
壽永課長補佐	スクールバスの関係、お答えさせていただきます。 スクールバスについては、3種の契約を1つにして契約しております。1つ目が通学用、2つ目が校外授業などの随時運行用、3つ目でスキー授業の際の用具の運搬用というような契約になっております。登下校時に運行している通学用については、昨年度は大型バス3台、中型バス2台により江部乙地区3コース、明苑中1コース、東小1コース、計5路線で運行しています。登校便はそれぞれ1便で、下校便については下校時間が違うということもありまして、東小と江部乙中学校が3便、江部乙小学校と明苑中学校が2便で運行しております。また、校外活動で使用する随時運行については、プール授業、スキー授業、社会科見学等に運行しております。契約の関係なのですけれども、委託料の算出については国土交通省の規定に基づいたものになっております。 続きまして、学校給食で用いる賄い材料の関係なのですが、まず滝川市の競争入札の参加資格審査に登録している業者間で見積り合せを行って仕入れているような形になります。学校給食で用いている農産物については、積極的に滝川産を使用するように努めているところであります。農産物については季節とか天候によって取れる量や質が異なりますので、滝川農協さんや生産者の方のご協力をいただいて確保しているところです。
林課長補佐	3点目のご質疑でございます。滝川生涯学習振興会の関係でございますけれども、補助金の内訳といたしましては、事務局長及び事務局職員2名分の人件費相当分と福寿大学から変わり平成30年度から開設しておりますリブラーンいきいきカレッジ事業に係る経費となっております。 最後に、4点目でございます。パークゴルフ場の関係でございますが、主な費用といたしましては、管理棟、自動券売機、仮設トイレのリース料として314万848円、嘱託職員の報酬及び共済費としまして440万2,696円、管理棟の災害撤去、自動券売機保守点検委託料としまして67万2,240円、電話及びインターネット代、PR広告料、手数料などとして48万6,252円、スコアカード使用券の印刷代、管理棟の電気料などとして24万8,479円となっております、合計919万9,084円の決算額となっております。
三 上	1点目のスクールバスの関係なのですが、契約について伺いたいののですが、どのような契約を毎年度しているのですか。それを伺いたいと思います。
壽永課長補佐	契約の関係なのですけれども、滝川市内でこれだけのバスを持っている業者さ

さんが1社しかない状況にありまして、平成18年度から13年間にわたるこれまでの実績を鑑みて、随意契約により契約しております。恒常的なスクールバスの運行に係る車両調達、ドライバー確保などが安定的に行われるということで、3年間の長期継続契約により契約をしているところです。

委員長 他に質疑ございますか。

寄 谷 続きまして、寄谷委員。

2点伺います。

1点目は、192ページ、193ページの使用料及び賃借料の不用額のところなのですが、パソコンの更新時期に入替えをしているのですが、パソコンの更新期間、それから今回再リースすることで何年使うことになるのか伺います。次に、194ページ、195ページの扶助費で準要保護児童生徒給食費援助費のところなのですが、認定児童生徒数が見込みを下回ったようなのですが、そもそもの見込数と、それを下回った主な理由について伺います。

法村事務局長 パソコン機器の更新期間等について説明させていただきます。西高のパソコン機器は、商業科3教室、普通科1教室、サーバー室、校務用パソコンの6件を長期継続契約の5年間でリース契約しております。30年度にも商業科教室の1件を1年間延長し、令和元年度に更新しております。令和元年度については、ウィンドウズ7のサポート終了や世界的なパソコンの不足、またリース期間を延長したとしてもパソコンを使用するのには影響ないことや、契約期間を生徒の授業に影響のない冬休み期間に統一するためにリース期間を1年間延長しております。6年間のパソコンの使用期間となっております。

壽永課長補佐 準要保護児童生徒就学援助費の関係になります。認定児童生徒数が見込みを下回った主な理由としては、予算積算時は児童生徒数の約20パーセントを予想して、今回は532名の認定者を予定しておりましたが、実際の対象者数が472名と約60名少なかったためとなります。認定率の関係については、現年含んだ3か年の平均を基に積算しているところです。

委員長 他に質疑ございますか。

以上で通告されている質疑は全て終了いたしました。質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定いたします。

以上で教育費の質疑を終結いたします。

ここで所管入替えのため休憩を若干いたします。

休 憩 10:42

再 開 10:44

委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

歳入

委員長 歳入の審査を行います。

これより説明を省略し、質疑に入ります。荒木委員。

荒 木 2点伺います。

まず、22ページから25ページにかけてなのですが、市税全般ということで、新型コロナウイルス感染に伴う市税収入への影響は、私はなかったのではないかなというふうに考えていますが、そういう認識でよろしいかどうか伺います。

2つ目、76ページから77ページの基金繰入金の関係ですが、基金繰入金が予算

より大幅に減額された要因について伺います。大きな二、三点で結構です。

澤田課長補佐 新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少などで市税が払えないなど、相談の増加した時期については実質2月末以降ということでしたので、通常の納期限は既に終わっておりました。結果として影響は少なかったというふうに思われます。

常盤係長 基金繰入金につきまして答弁させていただきます。
令和元年度当初予算の積算時点におきまして、歳入不足を補うため基金繰入れによる予算編成を余儀なくされておりましたが、決算では予算よりも普通交付税で9,383万9,000円、特別交付税で8,063万3,000円の増、歳出では少雪により除雪関連経費で9,539万5,000円の減などが主な理由で剰余が生じたことから、予算で見込んでいた基金繰入金の額よりも3億1,489万円減らすことができたことによるものでございます。

荒 木 基金繰入金が大幅に減ったということなのですか、今ふるさと納税のことはおっしゃいましたか。その関係の収入増についても当然影響しているというふうに考えていいですか。

常盤係長 ふるさと納税の増につきましては、入った分、歳出につきまして積立金などに合わせますので、歳入歳出同額になりますので、影響はございません。

委 員 長 他に質疑ございますか。

佐々木 次に、佐々木委員。
ふるさと納税について1点伺います。
ふるさと納税推進事業については、寄附者の意向により取組内容を選択することができるようになっています。令和元年度の子供たちを育む事業にはどのぐらいの金額が使用されていたのか伺います。

常盤係長 ただいまの質疑ですが、予算では6,350万円となっております、主に学校スクールバス運行委託へ4,210万円、小中学校の机、椅子購入へ1,280万円、その他6つの事業へ860万円繰入れする予定でしたが、令和元年度の執行状況を勘案しながら繰入れを減額したことによりまして実際の繰入額はゼロ円となっております。

委 員 長 他に質疑ございますか。

山 口 山口委員。
今の佐々木さんのと少しかぶるのですが、歳入のふるさと納税の基金繰入れ、全部積立てに回したということなのですか、寄附者は自分の意思でこれに使ってほしいと選ぶわけですね。ただ、お金があるからそれを使うまでもなかったということなのですか、最終的には寄附者の意向が将来的に生かされるように区分けをされているのですか。

常盤係長 ただいま寄附者の意向がしっかりと反映されるかというご質問かと思いますが、それにつきましてはそれぞれ項目がございますので、項目で基金の管理をして、その年度で繰入れをしなくても、翌年度以降にしっかりと使用するよう管理をしているところでございます。

山 口 あと、ふるさと納税していただいた方に、例えば子供の教育に使ってほしいという意向で寄附された場合返礼品を送るのでしょうか、そのときにこういう事業にということは明示をされないのでしょうか。

委 員 長 使用用途というか、例えば子供たちの関係で本を買ってくれというふうに寄附されたのだけれども、その件について後から本を買いましたとか、そういう明

常盤係長 示をするかしないかの話ですよ。答弁を求めます。
 委 員 長 明示は特にしておりません。
 他に質疑ございませんか。
 三 上 続きまして、三上委員。
 16ページの不納欠損の関係です。固定資産税の不納欠損額の詳細について伺いたいと思います。毎年度毎年度未収金が累積して、最終的に不納欠損になっていくのだと思いますが、様々な理由があると思うのですが、その主なものを伺いたいと思います。
 澤田課長補佐 固定資産税の不納欠損の詳細につきましては、例えば法人等の解散、滞納者が亡くなる、相続人が相続放棄をしたなど、こういった理由から滞納処分をすることができる財産がないときに、地方税法第15条の7第1項第1号に基づき滞納処分の執行を停止し、地方税法第15条の7第5項に基づき納付義務が即時で消滅するため不納欠損としています。また、生活保護が適用されている方など、滞納処分を実施することで生活を著しく窮迫するおそれがある場合には、地方税法第15条の7第1項第2号に基づき滞納処分の執行を停止し、停止の状態が3年間継続した場合には地方税法第15条の7第4項の規定により納付義務が消滅、そして不納欠損となります。これ以外のものについては、地方税法第18条に基づき5年で時効、納付義務が消滅し不納欠損となりますが、不納欠損の多くはこの5年時効のものとなります。税務課の滞納整理の取組としては、滞納者の財産の調査を行い、差押えが可能な財産があれば差押えを行って滞納額に充てます。不納欠損となる多くの場合は、こういった調査をしても差押え可能な財産が見つからない、または換価価値が低いものしか見つからない、預貯金がない場合などということになります。
 三 上 今の説明ですと、例えば法人なのですが、財産があるにもかかわらず支払いを拒んでいる、そういった例はなかったのでしょうか。
 田上課長 今ご質疑のありました法人などで財産があるにもかかわらず支払いを拒むというお話ですが、基本的には我々のほうで財産調査を行いまして、換価できるような財産がある場合、例えば預貯金ですとか、建物ですとか、そういうものがある場合は当然換価を行って税に充てるということをしていきますが、その中で換価が不可能なもの、例えば根抵当とか、借入れの関係でそういうものがついている場合はなかなか換価が難しい場合も実際に現場としてはあることはありますが、基本的には換価できる財産を見つけ、対応していくということになっております。
 不納欠損につきましては、支払いを拒んだからといってそのまま不納欠損になっているわけではございませんで、当然我々のほうで財産調査を行っていく中で対応していつているところでございます。直接それが不納欠損につながっているというわけではございません。
 三 上 ということは、滝川市内には悪質と言われるような法人はなかったということと考えていいのでしょうか。なかったことによって結果として不納欠損せざるを得なかったという、そういうことなのでしょう。
 田上課長 基本的には悪質というか、財産や換価価値があるものがあるにもかかわらず、ただただ支払いをせずそのまま、逃げ得と言ったら変ですけども、そういうものはないと考えております。
 委 員 長 他に質疑ございますか。

寄 谷 それでは、寄谷委員。
今の三上委員の質疑とも重なっていますので、重なっていない部分の、市民税の個人のところなのですが、欠損額の割合が7パーセントぐらいで多い感じがしますので、先ほど相続人が放棄したとか生保の関係が出ていたのですが、大まかな内訳が分かれば伺いたいのですけれども。

委 員 長 これ1点でよろしいですね。答弁をもとめます。
澤田課長補佐 市民税の不納欠損についてですけれども、具体的な要件に対する期別の内訳というのはないものですから、実際の市民税のそれぞれの理由、不納欠損になった事項と期別と金額を回答させていただきます。
まず、地方税法第18条に規定する5年時効で不納欠損となったものは413期、589万4,944円、地方税法第15条の7第4項、滞納処分の執行停止が3年間継続し不納欠損となったものは17期、24万4,040円、地方税法第15条の7第5項、滞納処分することができる財産がなく即時消滅となったものが8期、24万1,325円となっております。

委 員 長 他に質疑ございますか。
以上で通告された質疑は全て終了いたしました。
質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

委 員 長 そのように決定いたします。
以上で歳入の質疑を終結いたします。
本日まで2日間質疑を行ってきましたが、市長に対する総括質疑はなしと確認してよろしいですか。
(異議なしの声あり)

委 員 長 確認いたしましたので、以上で全ての質疑を終結いたします。
これより休憩に入りますが、休憩中に書類審査を行っていただきます。なお、4月から6月の3か月分の書類を用意しておりますが、その他の月の書類審査を希望される方は所管で準備いたしますので、お申出ください。
それでは、暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。休憩いたします。

休 憩 11:01
再 開 11:23

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
休憩中に書類審査をしていただきましたが、これに対する質疑はございますか。
(なしの声あり)

委 員 長 ないということで、書類審査の質疑を終結いたします。

委 員 長 **討論**
これより討論に入ります。
討論の順番につきましては、委員会の初日に決定しているとおり、会派清新、新政会、会派みどり、公明党、寄谷委員の順となります。
それでは、まず最初に会派清新、荒木委員。

荒 木 会派清新を代表いたしまして、第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和元年度滝川市一般会計歳入歳出決算を可とする立場で討論いたします。
人口減少等、全国の地方自治体が抱える経済規模縮小傾向に歯止めがかからず、

年々苦しい状況に変わりがない中たゆまぬ行財政改革を推進され、創意工夫で様々な対応に当たられておられる前田市長はじめ市理事者、関係職員の皆様のご努力に心から敬意を表します。

以下に数点意見を付します。

歳入については、普通交付税、特別交付税の増、少雪による当期の支出減など、基金繰入額が大きく減り、後年度以降に持ち越すことが可能になったことがよく理解できました。ただ、不確定要素が多いことから、さらなるご努力をお願いしたいというふうに思います。

歳出では、おおむね適切な執行と判断しておりますが、1点目として、日本で最も美しい村連合について触れておきたいと思います。結果として連合から脱退することになりましたが、改めて関係各位のこれまでのご努力に心から感謝を申し上げます。会派としても道内加盟自治体へ出向き調査を行ってきた経緯もあり、脱退は大変残念な気持ちではありますが、滝川市には今回の案件にかかわらず、新たなまちづくりに対する挑戦姿勢を継続していただくよう望みます。2点目は、市立病院関係のコンサルタント契約に関してです。今回の審査過程におきましてコンサルとの業務締結資料を提供いただきましたが、あくまでも現状分析と改善計画や予想収支の作成が主な業務契約であると認識をいたしました。例えば今回のコロナ禍での受診抑制への対応策など、突発的な要因へ機能するのか、あるいは現在機能されているのか、よく分からないのが正直な感想です。今後基準を超えた市立病院への繰出しが数年単位で予想され、一般会計への影響が大きくなるのは私が申し上げるまでもありませんが、市立病院経営改善につきましては、市長部局のこれまで以上の関わりに期待をしたいというふうに思います。

以上申し上げまして討論といたします。

委員長
佐々木

次に、新政会、佐々木委員。

新政会を代表いたしまして、第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和元年度滝川市一般会計歳入歳出決算を可とする立場で討論いたします。

令和元年度は、将来を展望し、まちの成長力を確保するために策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略と、厳しい財政状況を鑑み、持続可能な財政基盤を築くために策定された滝川市財政健全化計画を推進する最終年として、事務事業の効率化を図り、効果的かつ重点的な行政運営に努力された市長をはじめとする理事者並びに職員の皆様に心より敬意を表します。

厳しい財政状況の中、一般会計で歳入213億9,561万円に対し歳出205億7,176万円で差引き8億2,385万円となり、繰越明許費の翌年度繰越財源を差し引くと8億704万円の剰余を生じたことはとても評価いたします。

以下、若干の意見、要望を付して討論といたします。

民生費、生活保護の被保護者に対し、働ける状況にある方々には積極的な就労支援の継続を望みます。

衛生費、新型コロナウイルスの影響により予防接種の接種者は減っていますが、市民が安心して予防接種を受けれるような新しい環境づくりと啓蒙活動に努力することを望みます。

歳入、市税の徴収対策の強化により収納率を上げているほか、ふるさと納税においてはポータルサイトの拡充など積極的な推進により寄附額の大幅な増加が

委員 長
山 口

見られ、財源確保に努力されている点は高く評価いたします。今後も積極的に推進し、自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして討論とさせていただきます。

次に、会派みどり、山口委員。

それでは、会派みどりを代表して、第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和元年度滝川市一般会計歳入歳出決算を可とする立場で、以下若干の意見、要望を付して討論いたします。

令和元年度は、後半に新型コロナウイルス感染症の全国的蔓延が発生し、滝川市の財政運営が未曾有の厳しさを増す中でも、財政健全化計画最終年としてその計画に沿って各事業の見直しや財源確保を念頭に努力をされ、一般会計約8億円余の黒字決算をされた理事者並びに市職員の方々に敬意を表します。

歳入では、ふるさと納税額は順調な伸びを修めましたが、気を抜かず社会変化に応じた新しい試みなどを心がけて、さらなる財源確保を検討されたい。

歳出、総務費、市民からの要望等については可能な限り検討し、市政に生かす努力を願いたい。また、危険空き家については、市民生活の安全、安心を第一に代執行などを積極的に実施されたい。市税徴収員は増員を図り、未納額の回収により力を入れていただきたい。

民生費、ウィズコロナの中、特に高齢者の健康維持が危惧されます。市民サービスの低下にならないような安全で効率的な事業運営を心がけていただきたい。商工費、市内商工業者に対し、使いやすくてためになる様々な支援制度を新たに制度設計されたい。

消防費、災害に強い滝川市をつくるために、備蓄品の増強並びに避難施設のソーシャルディスタンスなども念頭にその対応を図られたい。

教育費、江陵中学校と江部乙中学校の統合に当たり、入念な打合せを行い、スムーズな移行準備を図られたい。

以上、会派みどりの討論いたします。

委員 長
三 上

次に、公明党、三上委員。

私は、公明党を代表し、第1決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和元年度滝川市一般会計歳入歳出決算を可とする立場で討論いたします。

元号が平成から令和となり、消費税が8パーセントから10パーセントに引き上げられ、それと同時に外食と酒類を除く飲食料品などの税率を8パーセントに据え置く軽減税率が導入された年でありました。また、台風、大雨被害が相次ぎ、各地で土砂崩れ、河川が氾濫し、本市においても大規模災害に対する備えが必要とされる年でもありました。

そして、滝川市においては、着実な成果が求められる滝川市財政健全化計画の総仕上げの年でありましたが、持続可能な財政基盤を築くための取組をされました市長、理事者、職員の皆様に敬意を表したいと思います。

一般会計では、市民サービスの低下を招くことなく8億2,385万円の剰余を生み、皆様の経費節減への努力が実を結んだと思っております。今後においては、自主財源の比率38.6パーセントを大きく超えるための取組を行い、持続可能な財政基盤を築いていただくことを願い、討論いたします。

委員 長
寄 谷

最後に、寄谷委員。

私は、日本共産党を代表し、第1決算審査特別委員会に付託された令和元年度滝川市一般会計歳入歳出決算を可とする立場で討論を行います。

まず初めに、滝川市財政健全化計画最終年に当たり、事務事業の見直しによる効率化を図るなど、持続可能な財政基盤を築くために取組を推進された職員の皆様に敬意を表します。その先頭に立ち行政執行に当たられた市長、理事者の皆様には、さらなる奮闘を期待します。

以下、若干の意見を付して討論いたします。

歳入について、財源の確保、納税義務者の公平性を図るためにも収納率向上に努められたい。しかし、格差が広がる中で納税に苦しむ市民は多い。納税の減額、免除制度の周知徹底と適切な運用をさらに進めていただきたい。

総務費について、昨年度は石狩川滝川地区水害タイムラインの取組、避難所の見直しなど防災機能が強化され、住民が安心できるまちづくりが進められました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大で新たな課題を課されています。住民の命を守るためにさらなる防災体制の構築を進めていただきたい。新築住宅助成制度は財政健全化計画に基づき休止状態にあるが、まちの成長力を確保するために策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、その成果と課題を分析し、今後のまちづくりに生かしていただきたい。

民生費について、扶助費等について不足が生じないよう予算を組むべきであるが、それを生かすのは暮らしや福祉、育児のことなどを身近で相談できる民生員あつてのことです。民生員のなり手不足解消のため、抜本的な対策を検討されたい。

衛生費について、市立病院が地域の基幹病院としての機能を果たしていけるよう、市立病院事業会計に対する繰出しは公営企業に対する繰出基準を維持していただきたい。

農林業費について、滝川市の基幹産業である農業は、食を支えるだけでなく、快適な生活環境の基礎、観光資源となる景観を担うものです。農業の多様な担い手の確保に向けた事業をさらに推進していただきたい。また、農用地などの保管理や農村環境の適切な維持管理、景観形成などの活動を引き続き支援していただきたい。

商工費について、年度終盤は新型コロナウイルス感染症拡大の影響が事業に及んだと推測されるが、引き続き商店街に対する支援を粘り強く実施されたい。

土木費について、移住定住を推進するために住宅改修支援事業、住み替え支援事業の果たしてきた役割、成果を踏まえ、移住定住事業をさらに推進していただきたい。令和元年度はまれに見る少雪であったが、冬期間の除排雪については今後もさらに各機関との連携を進められ、歩道の確保と自動車の安全運転の妨げにならないよう努められたい。

以上、日本共産党の討論いたします。

委員長

以上で討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理して9月16日までに事務局へ提出をしてください。

採決

委員長

これより

認定第1号 令和元年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

採決をいたします。

本認定を可とすべきものと決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 異議なしと認めます。
よって、認定第1号は可とすべきものと決しました。
お諮りいたします。委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長 そのように決定させていただきます。
以上で本委員会に付託されました事件の審査は全て終了いたしました。

挨拶

委員長 市長から発言の申出がありますので、これを許したいと思います。
市長 第1決算審査特別委員会閉会に当たりまして、委員長のお許しをいただきまして一言ご挨拶を申し上げます。
安楽委員長、そして木下副委員長はじめ委員各位におかれましては、昨日、本日と2日間にわたりまして、本委員会に付託されました認定第1号 令和元年度の一般会計決算につきまして精力的に審査、ご議論いただきまして、ただいま可としてご認定をいただきました。誠にありがとうございました。
本委員会で議論されました内容、また付されましたご意見等につきましては、十分参考とさせていただきながら、今後厳しい財政状況が考えられるわけですが、その中において予算執行に生かしてまいりたいと思う次第でございますので、今後ともぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。
以上申し上げ、第1決算審査特別委員会閉会に当たりましてのご挨拶とします。
大変ありがとうございました。

委員長 2日間にわたり皆様にはコロナ禍の中、通告制度という初めての審査要領で熱心に審査をしていただきました。委員の皆様、それから理事者側の皆様、円滑な委員会運営にご協力していただき、誠にありがとうございます。
今回の決算委員会を基に次年度の予算委員会のあり方について、また委員長としても意見を言わせていただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

副委員長 私も、2日間にわたりまして皆さんのたくさんの意見を頂戴して、職員の皆さんも正確な答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。

委員長 以上で第1決算審査特別委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 11：41